

第1章総則

第1条（目的）

本規約は、ステテコ隊に関して、第5条に定める隊員による利用の一切に適用されるものとします。

第2条（本規約の範囲）

本規約のほかステテコ隊が別途定めて表示する諸規定も、本規約の一部を構成するものとします。本規約本文の定めと、諸規定の定めとが異なる場合は、当該諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の内容及びサービスの変更）

本規約及びステテコ隊の活動の内容は、ステテコ隊が定めて、これを随時変更することができ、隊員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第4条（ステテコ隊からの通知）

本規約及び本サービスの内容の変更等に関するステテコ隊からの通知は、隊員に対し随時必要な事項を通知した時点から、その効力を生じるものとします。

第2章隊員

第5条（隊員）

本規約における隊員とは、第6条に定めるステテコ隊への入隊申込を行い、ステテコ隊が入隊を承認した者をいいます。

第6条（入隊について）

隊員は、ステテコ隊から隊員宛の送付物の送り先の住所地が日本国内にある者に限定するものとします。但し、当該申込時点で入隊申込者が18歳未満である場合は、その保護者の同意が必要。本規約の内容を承諾の上、別に定める方法で入隊申込を行い、ステテコ隊が入隊を認めた者とします。隊員は、入隊申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなします。

第7条（入隊の承諾及び取り消し）

当隊は、前条の入隊申込者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その申込を承認するものとします。但し、当該承認後に隊員が各号のいずれかに該当していることが判明した場合、ステテコ隊は、事前に通知することにより、その隊員登録を抹消し、当該隊員の隊員資格を取り消すことができるものとします。その場合、第19条第3項の定めにより入隊費は返却しません。

(1)社会通念に反する行為が認められた場合

(2)入隊申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合

(3)入隊申込者が存在しない場合

(4)入隊申込者が法人、又は団体等である場合。但し当隊が特別に認めた場合を除く

(5)入隊申込者の承諾なくして他者が申込んだ場合

(6)入隊申込者による入隊申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入場券等の不平等な売買行為）、又はショバ屋行為（座席等の不平等な占拠行為）であるか、もしくは入隊申込者がいわゆるダフ屋行為、又はショバ屋行為を行う者であるとステテコ隊が認める場合

(7)

<1>

暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条の暴力団、又はこれに類する反社会的団体（以下「暴力団等」といいます）に所属する者（以下「暴力団員等」といいます）

<2>

暴力団員等でなくなった時から 5 年経過しない者

<3>

暴力団等および暴力団員等と組織上、又は業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者

<4>

暴力団員等に対し、資金その他の便益を提供し、又は社会的に相当と認められない密接な関係を有する者とステテコ隊が認める場合

(8)過去に入隊及び脱隊を繰り返しており、それらが不適切なものであるとステテコ隊が判断した場合

(9)過去にステテコ隊の利用承認が取り消され、又は除名処分とされている場合

(10)入隊申込時において、18 歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入隊した場合

(11)本規約に違反した場合

(12)その他、隊員として不適當であるとステテコ隊が認める場合

第 8 条（隊員資格の有効期限）

隊員資格の有効期間は、特に定めていません。

第 9 条（隊員資格の更新）

隊員本人が脱隊の申請を行わない限り、継続されます。

第 10 条（隊員証）

ステテコ隊が第 6 条の手続きにより入隊を承認した場合、隊員証およびワッペン、入隊許可証を発行します。発行の際、ステテコ隊が隊員ごとに隊員番号を設定します。隊員が当該隊員番号を選択することはできません。

隊員証は、その裏面に隊員名が記載された本人に限り利用可能とします。隊員による本サービスの利用に際して、必ず提示いただくこととし、提示がない場合は本サービスを受けることができないこととします。

隊員は、隊員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第 27 条に記載する有限会社山石「ステテコ隊事務局」宛に連絡するものとします。

前項の隊員証またはワッペンの紛失、盗難等に伴い、隊員が希望する場合、別途定める再発行手数料 各 1,000 円を希望者にご負担いただくことにより、ステテコ隊は隊員証またはワッペンを再発行します。原則、入隊証の再発行は行なっておりません。

第 11 条（譲渡等の禁止）

隊員は、隊員証、隊員番号及び本規約に基づく隊員としての地位を、いかなる第三者（以下「第三者」といいます）に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできません。

第 12 条（隊員個人情報の変更）

隊員は、住所、電話番号、電子メールアドレス等ステテコ隊への届出の内容に変更があった場合、速やかにその内容を所定の方法により第 27 条に記載する有限会社山石「ステテコ隊事務局」宛に届け出ることとします。

隊員は、住所の変更に際して、郵便局に対して転居届けを提出する等、ステテコ隊から隊員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担していただくものとします。

婚姻等による姓の変更等、ステテコ隊が特別に承認した場合を除き、隊員は、入隊申込時の

届出内容である氏名を変更することはできないものとします。

入隊申込時の届出内容及び第 1 項の変更届け出に関する責任は、すべて隊員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達、その他の不利益に関して、ステテコ隊は一切の責任を負わないものとします。

2 回以上にわたり送付物が隊員に届かない場合、ステテコ隊では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止します。

第 13 条（脱隊について）

隊員は、随時、所定の手続きを行い、ステテコ隊を脱隊することができます。脱隊と同時にその諸権利は失われているものとします。

隊員資格は、一身専属のものとし、ステテコ隊は、隊員の死亡を知り得た時点をもって、当該隊員から前項の手続きがあったものとして取り扱います。

前 2 項の場合、ステテコ隊は、隊員及びその相続人等に対して入隊費は返却しません。

ステテコ隊は、隊員が本規約に違反した場合、当該隊員に事前に通知することなく、脱隊の処分を行う場合があります。

第 3 章 隊員の義務

第 14 条（自己責任の原則）

隊員は、本サービスの利用に関してすべての責任を負うものとし、ステテコ隊に対して何等の迷惑、又は損害を与えないものとします。

ステテコ隊の活動時、隊員が第三者に対して損害を与えた場合、又は隊員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該隊員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、ステテコ隊は一切の責任を負わないものとします。

隊員は、第三者の行為に対する疑問、もしくはクレーム等がある場合は当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

ステテコ隊は、ステテコ隊活動時に発生した隊員の損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

ステテコ隊以外の第三者が隊員に対して提供するサービス等の利用に関連して隊員が損害を受けた場合、ステテコ隊はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第 15 条（営業活動の禁止）

隊員は、ステテコ隊の活動時に、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってなりません。

第 16 条（その他の禁止事項）

隊員は、次の行為を行わないものとします。

- (1)ステテコ隊及び第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2)第三者の財産、プライバシー、もしくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3)第三者になりすましてステテコ隊に入隊する行為
- (4)他の隊員になりすます行為
- (5)隊員証、隊員番号、ワッペン、入隊許可証、等を第三者に譲渡する行為
- (6)ステテコ隊又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7)ステテコ隊又は第三者に不利益を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (8)ステテコ隊の運営を妨げるような行為
- (9)前各号の他、本規約、法令、又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為
- (10)前各号の行為を第三者に行わせる行為

第 4 章 入隊費

第 17 条（入隊費）

ステテコ隊の入隊費は、一律 2,000 円（税込）とします。また、入隊費以外の利用料金の支払いを要する有料イベントなどを行う場合、ステテコ隊は、別途その利用料金を定めて隊員に明示します。隊員は、前項に定める入隊費等をステテコ隊の定める方法により支払うものとします。

ステテコ隊は、理由の如何を問わず入隊費を返却いたしません。

第 1 項の入隊費等の支払いに必要な振込手数料、その他の費用は、原則隊員の負担とします。

第 18 条（その他の特典）

その他の特典に関しては、ステテコ隊が別途定めることとします。

郵便物、電子メール、その他送付物等が隊員の事情、もしくは配送会社、隊員が契約する携帯電話会社等の事情により隊員に到達しない場合、ステテコ隊は、特典に関する受付期間延長等の対応は

いたしません。

第 19 条（隊員番号の使用停止等）

1.ステテコ隊は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該隊員の下承を得ることなく、当該隊員に対して設定・発行した隊員番号の使用を停止する場合があります。

(1) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により隊員と連絡を取ることができない場合

(2)第三者により隊員番号が不正に使用されている場合、又はそのおそれがあるとステテコ隊が認める場合

(3)第 7 条に定める隊員資格の取り消し事由に該当するおそれがあるとステテコ隊が認める場合

2.ステテコ隊が前項の措置を取ることにより、当該隊員がサービスを利用することができず、それにより隊員に損害が発生した場合、ステテコ隊は一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（ステテコ隊の終了）

ステテコ隊は、3 カ月前までに隊員に対して告知することにより、ステテコ隊の裁量で活動を終了し、隊員に対するサービスの提供を中止することができます。

第 21 条（免責）

ステテコ隊の終了により隊員、又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

郵便物、電子メール、その他の送付物等が、隊員の事情、もしくはステテコ隊が契約する配送会社、携帯電話会社等の事情により隊員に到達しない場合、ステテコ隊は、その責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第 22 条（隊員情報の取扱い）

ステテコ隊は、隊員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、入隊費の決済に必要な情報、利用、参加履歴等隊員に関する情報（以下、これらを総称して「隊員情報」といいます）を取得するものとし、隊員情報の保護について必要かつ適切な措置を

講じることとします。

第 23 条（隊員情報の利用目的）

1. 隊員情報の利用目的は、次の各号の通りとします。

(1) ステテコ隊における記念品等商品を発送すること

(2) ステテコ隊が商品、サービス等ステテコ対活動に関するお知らせを隊員宛に電子メール、郵便等により送付すること

(3) ステテコ隊、もしくはステテコ隊の業務委託先から、隊員にとって有益であるとステテコ隊が判断する情報を隊員宛に送付すること

(4) 市場調査、需要予測、その他の運営上必要な分析を行うための基礎データの収集並びに一特定個人を識別することができない統計的データの作成及びその公表

第 24 条（個人情報第三者提供）

ステテコ隊は、法令に基づく場合、「個人情報保護に関する法律」に定める場合、適正なサービス提供の為に判断した場合を除き、ステテコ隊が取得する隊員の個人情報を、隊員の同意を得ないで第三者（ステテコ隊がステテコ隊活動に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとします。

第 25 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 26 条（専属的合意管轄裁判所）

ステテコ隊の隊員は、本規約、ステテコ隊活動に関して訴訟の必要が生じた場合、神戸地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 27 条（問合わせ先）

本規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知等の宛先は、次の通りとします。

〒675-0066 兵庫県加古川市加古川町寺家町 86-1

有限会社山石「ステテコ隊事務局」

TEL : 079-421-4530（午前 10 時～午後 18 時 水曜日は休業）

ホームページ : <http://sutetekotai.com/>

附則

本規約は、当該年の 1 月 1 日から施行します。

プライバシーポリシー

隊員の個人情報は、ステテコ隊を運営する有限会社山石「ステテコ隊事務局」が、下記に記すセキュリティポリシーに則り管理しております。

情報セキュリティポリシー

ステテコ隊は、街の活性化、生活をより楽しく、を運営の基本方針とし、隊員への期待に応えるべく活動していきます。個人情報の保護は、その基板を守るためにも必要なものと考えております。

情報資産の管理

ステテコ隊が保有するすべての情報資産の保護に努め、情報はそのセキュリティ確保のため、重要性とリスクに応じて取り扱いを明確にし、適切に管理します。

法令・規定の遵守と継続改善

情報セキュリティに関する法令、その他の規範を遵守するとともに、環境の変化に合わせ情報セキュリティ確保への継続的な改善・向上に努めます。

ステテコ隊隊長 有限会社山石代表

山本俊之